

# 嬭恋村長交際費支出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、行政の円滑な執行を図るため、村長が村を代表し外部の個人又は団体との交際に要する経費（以下「交際費」という。）について、支出の相手方及び支出項目等について定めるものとする。

(支出の原則)

第2条 村長交際費は、支出の内容や相手方が社会通念上妥当と認められる範囲内で、かつ必要最小限の金額となるよう常に努めなければならない。

(支出の相手方)

第3条 交際費の支出先となる個人又は団体は、次のとおりとする。

- (1) 村政運営に直接かつ密接な関係にあるもの
- (2) 村政の伸展に功績があったもの
- (3) 村長が特に必要と認めたもの

(支出区分)

第4条 交際費は村を代表して社会通念上必要と認められる接遇、儀礼、交際等に要する経費であり、その執行の範囲は次のとおりとする。

- (1) 各種贈呈経費等  
香典、祝儀、激励金、土産、賛助（協賛）、
- (2) 各種催事等に出席する場合の会費及び負担金
- (3) 接遇、儀礼、交際等のための飲食を伴う懇談会等に要する経費

(支出限度額)

第5条 前条各号に規定する支出区分に応じた限度額は別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、村長が特に必要があると認めるときは、三万円を限度として村長交際費を支出することができるものとする。

(協議)

第6条 交際費の執行に関し、本基準で判断できないなど疑義が生じた場合は、総務課に協議するものとする。

(その他)

第7条 交際費は、その支出内容や金額が、常に社会通念に沿うとともに村民感覚にも合致したものとなるよう、社会経済情勢の変化等に十分配慮し、適正な執行のため適宜見直しを行うものとする。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から適用する。

平成20年5月31日一部改正（別表1）

平成21年12月3日一部改正（別表1）

別表1（平成26年10月1日一部改正）

支出区分	支出条件又は対象者		金額等	備考
1 香 典	現 職 特 別 職 (欄外注1参照)	本人	一万円	生花(欄外注3)
		配偶者及び一親等内の血族又は生計をともにしている一親等の姻族	三千円	
	現職の非常勤特別職等(教育委員、選挙管理委員会委員、監査委員、農業委員会委員、区長、消防団長及び副団長)	本人	三千円	
	元 職 特 別 職 (欄外注2参照)	本人	三千円	
	元非常勤特別職等 (現職の非常勤特別職等と同じ)	本人	三千円	
	現 職 一 般 職	本人	一万円	生花
	村功労者	本人	一万円	生花(欄外注3)
	村内の100歳以上の高齢者	本人	三千円	
	他 町 村 等	現職知事、県議会議員及び市町村長、市町村議会議長、本県選挙区とする国会議員	三千円	適宜対応必要な場合は協議のこと。
2 祝 儀	式典・大会・総会・行事等で飲食又は引き出物がある場合		実費相当額 (二万円限度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国、県及び自治体が行う場合は除く。</li> <li>出席の判断に当たっては案内者との業務の関連性を十分考慮し調整のうえ、必要最小限の対応に努めること。</li> <li>・村費からの活動補助金等が支出されている団体の行う定例総</li> </ul>

			会等は除く。但し終了後に懇親会等会食を伴う場合は支出できる。
	その他慶事、記念式典、祈願祭等	五千円限度	
3 激励金	孀恋村民が全国大会以上に出場する場合	二万円限度	国際大会を除き村費からの助成又は補助がない場合に限る。
4 土 産	外部の個人又は団体との渉外等に際し村長が特に必要と認める場合	五千円限度	
	友好交流事業に伴い本村へ来られた方の帰路の際	五千円限度	
5 賛 助	村費からの助成又は補助がなく、公益性が特に認められるもの	通常一万円を限度額とする。	総務課協議
6 会 費 負担金	意見交換、懇親等を目的とする会合で村政運営上有益な交際を目的とし村長が出席するに適切な場合	会費相当額	会費が明記されていない案内状等の場合類似事案を勘案のうえ額を決定する。
7 その他	村長の職務上生ずる臨時的行動雑費	適宜対応	社会通念に沿い適当と認められる場合に限る。

注1 現職特別職とは、現職の村長、副村長及び教育長並びに村議会議員をいう。

注2 元職特別職とは、退職した村長、副村長、教育長、助役及び収入役並びに村議会議員をいう。

注3 村功労者で村葬または村との合同葬を執り行なわない場合は生花一对を霊前に供える。

※生花代の支払いは諸費（村自治功労者表彰事業需用費）で対応する